

平成31年度

社会資本総合整備事業関係 予算配分概要

目 次

I. 平成31年度社会資本総合整備事業関係予算配分方針	1
II. 平成31年度予算配分総括表	2
III. 都道府県別配分額	3
IV. 配分箇所の具体事例	4
(参考) 復興庁計上予算	
1. 平成31年度予算配分総括表	10
2. 都道府県別配分額	10
3. 配分箇所の具体事例	11
(別添) 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方	12

平成31年3月

社会資本総合整備事業関係の予算配分概要

I. 平成31年度社会資本総合整備事業関係予算配分方針

1. 概要

社会資本総合整備事業については、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画に基づき、同計画の目標を実現するための事業に対し、地方公共団体等の要望を踏まえ、下記の方針のとおり所要額を配分する。

なお、復興庁計上の東日本大震災からの復興については、復興庁が定める実施に関する計画に従い、効率的・効果的に執行する。

2. 配分方針

ストック効果を高めるアクセス道路の整備、既存ターミナルを活用しつつクルーズ船の受け入れを図るために実施する防舷材・係船柱等の改良、「浸水対策重点地域緊急事業」に位置づけられ実施する事業、重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策事業、PPP/PFIや広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業、立地適正化計画に適合する事業など、別添「社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方」に記載する事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

また、重要インフラの点検結果等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に対して集中的に配分を行う。

Ⅱ. 平成31年度予算配分総括表

[事業費]

(単位：億円)

区 分	配 分 額		備 考
		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策	
防災・安全交付金	24,766	5,299	
社会資本整備総合交付金	17,307	630	
社会資本総合整備事業計	42,073	5,929	

注) 事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

注) 国費ベースで、防災・安全交付金13,043億円（うち防災・減災、国土強靱化のための緊急対策2,767億円）、社会資本整備総合交付金8,666億円（うち防災・減災、国土強靱化のための緊急対策350億円）、合計21,709億円（うち防災・減災、国土強靱化のための緊急対策3,117億円）。

Ⅲ. 都道府県別配分額

〔事業費〕

(単位：百万円)

区 分	防災・安全交付金		社会資本整備総合交付金		社会資本総合整備事業計	
		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策
北海道	128,969	18,052	88,754	810	217,723	18,861
青 森	35,326	9,976	23,936	961	59,262	10,937
岩 手	28,470	7,603	20,831	1,545	49,301	9,148
宮 城	32,316	5,765	21,296	377	53,612	6,141
秋 田	32,606	6,014	16,062	381	48,668	6,395
山 形	35,573	12,374	16,310	633	51,883	13,007
福 島	34,143	7,737	25,522	364	59,664	8,101
茨 城	44,632	9,907	58,187	3,076	102,819	12,983
栃 木	36,752	5,321	45,419	960	82,171	6,281
群 馬	41,741	9,179	46,792	400	88,533	9,579
埼 玉	52,587	7,563	68,731	926	121,318	8,489
千 葉	42,030	6,242	46,198	2,369	88,228	8,611
東 京	202,241	48,799	125,268	110	327,509	48,909
神奈川	100,517	18,023	78,770	889	179,287	18,912
山 梨	31,557	7,837	14,687	800	46,244	8,637
長 野	64,148	23,106	37,002	1,523	101,150	24,629
新 潟	84,020	23,910	54,290	1,208	138,310	25,118
富 山	37,340	7,368	23,485	325	60,825	7,693
石 川	36,418	8,223	23,290	2,100	59,708	10,323
岐 阜	46,983	7,817	24,035	120	71,018	7,937
静 岡	66,533	10,874	53,005	1,044	119,538	11,918
愛 知	94,013	16,718	96,714	980	190,727	17,698
三 重	38,641	11,821	30,463	877	69,104	12,698
福 井	25,580	5,903	18,993	467	44,573	6,370
滋 賀	35,197	7,784	25,363	2,711	60,560	10,494
京 都	51,533	11,168	22,514	360	74,047	11,528
大 阪	136,375	31,260	93,243	145	229,617	31,405
兵 庫	119,044	19,877	61,199	1,405	180,243	21,282
奈 良	31,135	6,831	20,663	1,587	51,799	8,418
和歌山	61,064	17,112	31,540	1,130	92,604	18,242
鳥 取	29,710	7,469	9,201	590	38,911	8,060
島 根	39,480	10,382	17,565	1,953	57,046	12,335
岡 山	27,970	6,137	20,724	342	48,695	6,479
広 島	59,753	12,204	26,376	620	86,129	12,824
山 口	43,330	4,985	19,546	1,047	62,876	6,032
徳 島	23,802	8,055	12,309	2,152	36,111	10,207
香 川	23,426	5,084	9,413	100	32,839	5,184
愛 媛	34,614	7,509	22,420	268	57,034	7,777
高 知	49,797	10,648	14,592	2,551	64,388	13,198
福 岡	91,751	13,889	92,638	10,848	184,389	24,737
佐 賀	22,800	2,903	12,227	1,607	35,027	4,510
長 崎	27,007	4,620	33,933	3,031	60,940	7,650
熊 本	63,086	12,026	35,503	3,276	98,589	15,302
大 分	46,399	13,415	19,615	2,492	66,014	15,907
宮 崎	41,963	10,659	14,522	630	56,485	11,289
鹿 児 島	36,947	7,867	34,773	917	71,720	8,784
沖 縄	7,255	1,921	22,795	0	30,050	1,921
合 計	2,476,572	529,937	1,730,715	63,002	4,207,287	592,939

注1) 事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

注2) 計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

IV. 配分箇所の具体事例

1. 防災・安全交付金

都道府県名	計画名	配分額	事業概要
		百万円	
＜国民の安全・安心の確保＞			
岐阜県	無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進（無電柱化推進計画支援）（防災・安全）	97	無電柱化推進計画に基づき、道路の無電柱化を推進することで、災害に強い道路ネットワークの確保を図る。
和歌山県	快適で安全な港湾環境の整備（防災・安全）（重点）	690	防波堤を粘り強い構造とすることにより、大規模地震による津波被害の軽減や早期の復旧・復興に資する港湾機能の確保を図る。
新潟県	災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり（防災・安全）	8,880	風水害、土砂災害などの自然災害から県民の命と暮らしを守るとともに、豊かな水環境を保全し未来に引き継ぐため、ハード・ソフト一体となった対策や、既存施設の計画的な修繕・更新を行い、安全・安心な地域を形成する。
和歌山県	和歌山県における総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）（重点）	2,123	土砂災害危険箇所において、土砂災害防止施設の整備を推進することで、地域住民の人命・財産を保全し、土砂災害から安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。
広島県（広島市）	災害に強い下水道事業（防災・安全）（重点計画）	4,098	平成30年7月豪雨等において浸水被害が発生した広島市中心部のデルタ市街地等において、雨水幹線等の施設整備を実施することにより、再度災害の防止を図る。
高知県	海と暮らす土佐の海岸づくり（防災・安全）	1,460	台風常襲地であり、東海・東南海地震津波等の脅威にさらされている沿岸域において、沿岸に住んでいる人々が安心して暮らせるよう海岸堤防の耐震化等を行う。
兵庫県（神戸市）	神戸港における南海トラフ巨大地震等大規模災害に備えた対策（重点計画）	1,039	南海トラフ巨大地震に伴う津波対策や平成30年台風第21号への高潮対策として、防潮堤等の整備を進め、浸水被害の軽減を図る。

(注)事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

都道府県名	計画名	配分額	事業概要
		百万円	
愛知県（名古屋市）	名古屋市における安全で安心な都市公園づくり（防災・安全）	1,987	地域の防災性の向上を図るため、災害時に避難地等となる防災公園の整備を推進する。
北海道（札幌市）	札幌市における復興に向けた宅地耐震化の推進（防災・安全）	2,800	北海道胆振東部地震において、盛土の崩落や液状化により被災した宅地の早期復旧を図る。
大阪府	門真市北部地区における災害に強い住まいとまちづくり（防災・安全）第Ⅱ期（重点計画）	1,004	（別紙1のとおり）

（注）事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

2. 社会資本整備総合交付金

都道府県名	計画名	配分額	事業概要
百万円			
<力強く持続的な経済成長の実現>			
広島県	高速道路IC等へのアクセス向上による新たな経済成長	1,012	(別紙2のとおり)
静岡県	静岡県の陸・海・空のネットワークの形成、美しい港湾景観の保全と創造(重点計画)	985	緑地・人工海浜等の整備により、人流・交流拠点としての機能強化等を図る
愛知県	第2期愛知県地域住宅整備計画(愛知県地域住宅計画)	4,703	県民が安全・安心で住み続けることができる住まい・まちづくりを提供するため、老朽化した公営住宅の建替、個別改善等を行う。また、PFI手法を活用し、力強く持続的な経済成長の実現を図る。

(注)事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

都道府県名	計画名	配分類	事業概要
		百万円	
	<豊かな暮らしの礎となる地域づくり>		
群馬県	地方創生拠点と防災拠点の形成のための「道の駅」整備と機能向上の推進	512	地方創生拠点である「道の駅」の更なる利便性向上を図るとともに、防災拠点としての機能の増加を図る。
長崎県	地域の基幹産業を支え地方創生を実現するみなとづくり(重点)	925	離島地域における港湾施設の整備により、住民や旅客の利便性の向上を図る。
東京都	良好な河川環境と都市環境を保全・創出し、人々が憩い、賑わう河川整備	461	自然環境の保全・創出や、水質の改善を図るとともに、災害時等における利用者の安全を確保しつつ回遊性や連続性を向上させ、水辺の賑わいをより一層創出する。
青森県	八戸市における循環のみちの実現(重点計画)	3,566	污水处理施設整備の早期概成を目指し、下水道の未普及対策を推進することにより、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図る。
青森県	弘前市中心拠点地区都市再生整備計画	1,583	文化・芸術拠点整備と公共交通の結節機能強化等により、まちなかの回遊促進と賑わいの再構築を図る。
茨城県・栃木県	茨城・栃木交流圏域における魅力的な資源を活かした広域的観光周遊活性化計画	1,325	茨城県・栃木県が連携し、地域の魅力的な資源を活かした観光周遊ルートを整備を推進し、地域の活性化を図る。
石川県	石川の歴史・文化・自然を活かした観光交流の拠点となる公園計画	1,040	地域の観光拠点となる都市公園の整備を推進する。
東京都	新小岩駅地区の交通結節機能向上及びバリアフリー化の推進	2,200	JR総武線により南北に分断された新小岩駅地区について、線路下に自由通路を整備し、南北間の回遊性向上を図る。
岐阜県	岐阜駅周辺・柳ヶ瀬地区における都心居住の促進(2期)	1,095	商店街の衰退や建築物の老朽化などによる居住環境の悪化や居住人口の減少が課題となっている中心市街地において、市街地再開発事業を連鎖的に実施し居住人口の増加と都市機能誘導施設の整備を図る。

(注)事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

【課題・背景等】

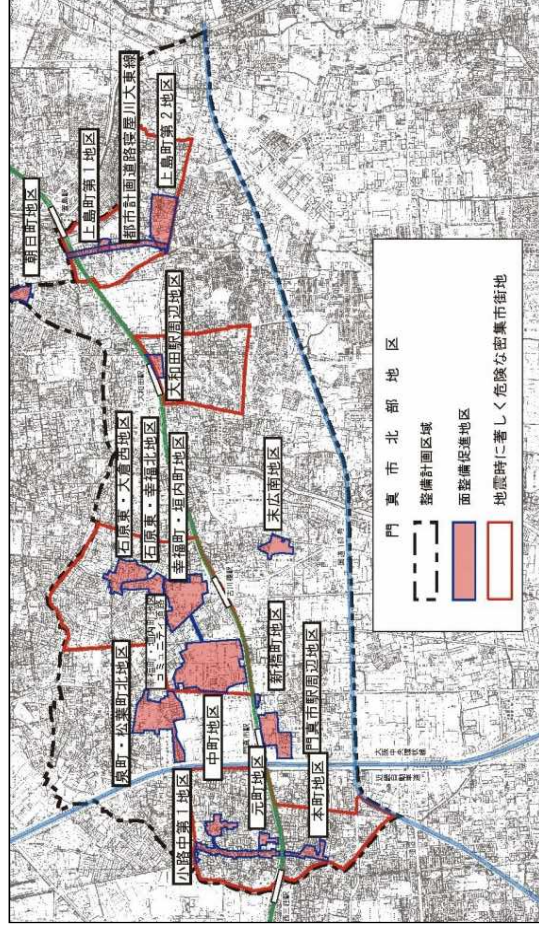
○当地区は門真市の中央を横断する国道163号以北に位置し、京阪電鉄本線「西三荘」「門真市」「古川橋」「大和田」「萱島」駅がある。高度経済成長期の急激な人口増加に伴い、公共施設が未整備のままに建物が建設され、現在の老朽住宅が密集した地区が形成された。現時点においても、地区内には、狭隘道路が多く、消防活動困難区域が広く存在しており、早急な更新が求められている。

事業内容

＜平成31年度配分額(事業費):10.0億円＞

- 老朽建築物等除却
- 地区公共施設等整備
- 老朽建築物等除却補助
- 市街地住宅等整備

門真市北部地区位置図



効果

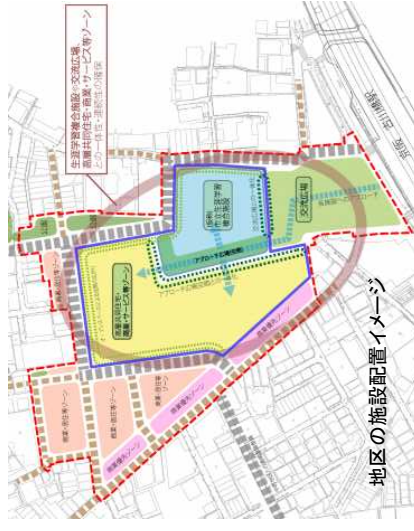
＜不燃領域率* H28年度当初 33%

⇒ H32年度末目標 40%＞

- 防火規制と併せて、老朽建築物等の除却に対して補助することにより、市街地の不燃化を促進する。
- 老朽建築物の除却、道路・公園の整備等の複数事業を一体的に実施することで、延焼遮断帯の形成、避難路・避難地の確保等、安全な市街地の形成を図る。



北部地区優先主要生活道路整備予定地



地区の施設配置イメージ

*不燃領域率・・・市街地の燃え広がりにくさを表す指標

〇ストック効果を高める道路ネットワークを構築するため、一般県道三原本郷線（高坂～本郷工区）の改良工事を実施し、2020年度の供用に向け事業を推進

〇本郷産業団地へのアクセス向上を図ることで、地域産業の活性化や拠点間の連携強化及び物流効率化に期待

〇計画名：高速道路IC等へのアクセス向上による新たな経済成長

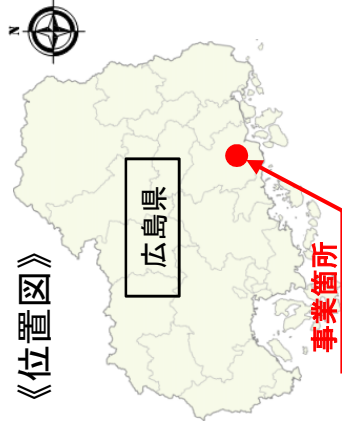
〇事業主体：広島県ほか2市

〇H31当初（計画単位）：10.1億円（事業費）

【代表箇所】

- 〇路線名：一般県道三原本郷線
高坂～本郷工区
- 〇事業主体：広島県
- 〇所在地：広島県三原市高坂町～本郷町
- 〇事業内容：現道拡幅
- 〇事業延長：1.9 km

《位置図》



《平面図》



《本郷産業団地イメージ図》



(参考) 復興庁計上予算の配分について

1. 平成31年度予算配分総括表

[事業費]

(単位：億円)

区 分	配分額（復興）	備 考
社会資本整備総合交付金	2,226	

注1) 配分額は、配分する国費をもとに推計した事業費である。

注2) 国費ベースで、1,213億円。

2. 都道府県別配分額

[事業費]

(単位：百万円)

区 分	配分額（復興）	備 考
青 森	8,521	
岩 手	36,529	
宮 城	41,130	
福 島	107,800	
茨 城	24,815	
千 葉	3,821	
合 計	222,616	

注1) 配分額は、配分する国費をもとに推計した事業費である。

注2) 計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

3. 配分箇所の具体事例

都道府県名	計画名	配分額	事業概要
		百万円	
<復興>			
福島県	復興を支え、災害に強い道路整備の推進（復興基本方針関連（復興））	99,413	東日本大震災や原子力発電所事故からの早期復興を支援するとともに、災害に強い道路ネットワークの整備を推進する。
宮城県	宮城県港湾再生・復興計画（復興基本方針関連（復興））	13,992	被災地の港湾において、岸壁等の整備を行うことにより東日本大震災からの経済復興の実現を図る。 また、津波・高潮等による災害リスクを防ぎ、被災地復興を加速させるため、海岸保全施設の整備を推進する。
岩手県	東日本大震災津波復興計画～いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造～（復興基本方針関連（復興））	15,625	「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりにより、津波等の自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを推進する。
宮城県	被災地における総合的な浸水対策の推進（復興基本方針関連（復興））	5,856	大津波による壊滅的な被害、大規模な地盤沈下の発生に伴い浸水リスクの高まった地域において、治水施設を組み合わせた総合的な復興事業による、安心安全な県土づくりを推進する。
福島県	東日本大震災から復旧・復興する地域における水災害からの安全・安心の確保（復興基本方針関連（復興））	6,726	東日本大震災からの復旧・復興を図る地域において、河川・海岸堤防・港湾施設の整備や、土砂災害対策事業を行い、水災害からの安全・安心の確保を推進する。
宮城県	宮城野原防災公園整備計画（復興）	63	東日本大震災による津波被害を受けた地域の防災性の向上を図るため、災害時に活動拠点等となる防災公園の整備を推進する。

(注)事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方

1 道路事業

社会資本整備総合交付金における道路事業においては、民間投資・需要を喚起する道路整備により、ストック効果を高め、活力ある地域の形成を支援するとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

- ① ストック効果を高めるアクセス道路の整備
 - ・ 駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備事業
- ＜特に重点配分を行う事業＞
- アクセス道路の早期の効果発現が見込める事業

整備計画の目標例

駅、工業団地から周辺の幹線道路までの所要時間の短縮

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

・ 道路による都市間速達性の確保率
H25年度 49% → H32年度 55%

② 重点「道の駅」等の機能強化

- ・ 全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」の機能強化に係るもの
- ・ 子育て応援の機能強化に係るもの
24時間利用可能なベビーカーの設置、妊婦向け屋根付優先駐車スペースの確保に係るもの

整備計画の目標例

当該「道の駅」の年間利用者数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

—

防災・安全交付金における道路事業においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業にそれぞれ特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

① 道路施設の適確な老朽化・地震対策

- i) 維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく定期点検・診断、修繕・更新などインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえた、橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シエツド等）に係る老朽化対策

(注) 「インフラ長寿命化基本計画」に定められた長寿命化計画（個別施設計画）の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていることを要件とする。

①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

＜特に重点配分を行う事業＞

- 長寿命化の取組を推進するための「定期点検」及び「長寿命化計画の策定」
- 点検を計画的に実施している地方公共団体が行う「修繕」・「更新」・「撤去」

ii) 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震化

(注) 高速道路を跨ぐロッキング橋脚を有する橋梁を除く

iii) 地震時等に著しく危険な密集市街地における道路整備

整備計画の目標例

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

・老朽化対策が必要な施設に対し、対策を実施した割合の向上

道路（橋梁） H32年度 100%

道路（トンネル） H32年度 100%

・地震時等に著しく危険な密集市街地における不燃領域率の向上
H26年度 4,547ha → H32年度 おおむね解消

② 通学路等の生活空間における交通安全対策

i) 歩行空間の確保等の通学路における交通安全対策 ＜特に重点配分を行う事業＞

- 点検等を継続的に実施している地方公共団体が行う対策
- ビッグデータを活用した生活道路対策

ii) 踏切道の拡幅等の踏切における事故対策

(注) 踏切道改良促進法により指定された踏切に限る

＜特に重点配分を行う事業＞

- 踏切道改良計画に基づく事業

iii) 鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化

(注) 鉄軌道駅における自由通路や駅前広場の整備及び乗継のための歩行空間のユニバーサルデザイン化を図るもので、以下のいずれかを要件とする

- ①バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置づけられた地区
- ②国土交通大臣が指定する特定道路

iv) 地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

(注) ただし、2019年度末までは自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備も対象とする

整備計画の目標例

- ・通学路の安全対策が必要な箇所に対し、対策を実施した割合の向上
- ・交通事故件数の減少

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・通学路における歩道等の整備率
H25年度54% → H32年度65%

③ 防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）

以下のいずれの条件にも該当する事業を対象とする。

- ・「無電柱化推進計画」（2018～2020年度）に定めた目標（約1,400kmの無電柱化着手）の確実な達成に資する事業として、地方ブロック無電柱化協議会等で位置づけられている無電柱化事業
- ・「無電柱化の推進に関する法律」（平成28年法律第112号）第8条に基づき、都道府県又は市町村が定める「都道府県無電柱化推進計画」又は「市町村無電柱化推進計画」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている無電柱化事業

（注） ただし、地方版無電柱化推進計画の策定については2019年度末までの間の経過措置として、地方版無電柱化推進計画を策定することが確認可能な資料の提出によることとする。

2 港湾事業

社会資本整備総合交付金における港湾事業においては、インフラ整備を通じて国際競争力強化や地域経済・産業の活力向上を図るという考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

① 港湾管理者と国が連携して海上物流の効率化等を図るために一体的に行う港湾施設の整備

整備計画の目標例

港湾における取扱貨物量の増加

港湾における海上貨物輸送コストの削減

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

海上貨物輸送コスト低減効果（対H25年度総輸送コスト）

（国内） H32年度 約3%

（国際） H32年度 約5%

② 既存ターミナルを活用しつつ、クルーズ船の受け入れを図るために実施する防舷材、係船柱等の改良、緑地の整備

整備計画の目標例

クルーズ船で入国する外国人の旅客数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

全国の港湾からクルーズ船で入国する外国人の旅客数

H26年 41.6万人 → H32年 500万人

③ 「みたとオアシス」の拠点機能の強化を図る港湾施設の整備

整備計画の目標例

「みたとオアシス」に訪れる外国人の旅客数の増加

県内における離島航路数の維持

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

全国の港湾からクルーズ船で入国する外国人の旅客数

H26年 41.6万人 → H32年 500万人

④ 水産物の輸出促進に関係主体が連携して戦略的に取り組む港湾における水産物の輸出競争力の強化を図るために実施する港湾施設の整備

整備計画の目標例

港湾における水産物の輸取出扱貨物量の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

国産水産物輸出額

H24年 1,700億円 → H31年 3,500億円

防災・安全交付金における港湾事業においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築の考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 港湾施設の老朽化等に伴い利用が制限されている港湾施設の整備
 (注) 「インフラ長寿命化基本計画」に定められた個別施設計画の記載事項(以下の①～⑥)が記載されていることを要件とする。
 ①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

整備計画の目標例

老朽化に伴う港湾施設の利用制限等の解消数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率

港湾 H26年度 97% → H29年度 100%

- ② 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震対策として実施する耐震強化岸壁の整備
 (当該岸壁と一体となって機能する航路・泊地、防波堤、臨港道路及び防災緑地の整備を含む。)並びに津波対策として実施する津波防波堤及び津波避難施設の整備

整備計画の目標例

災害時におけるハード・ソフト一体となった緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築された港湾数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合

H26年度 31% → H32年度 80%

3 河川事業（8 その他総合的な治水事業を含む）

防災・安全交付金における河川事業においては、頻発する水害に対する事前防災・減災対策や、大規模地震に備えた地震・津波対策及び、河川管理施設等の戦略的維持管理・更新をハード・ソフトの両面から強力に推進するとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理を実施している河川において、近年の浸水被害に対応するための集中的な河川改修

（注）「河川及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き」（H30.3）に定められた堤防及び河道について「堤防及び河道の長寿命化計画記載内容イメージ」の記載事項（以下の①～④）が記載されていることを要件とする。

①維持管理方針及び点検計画（方法）、②長寿命化対策方針及び各河川単位の計画図・一覧表、③維持管理の年間計画、④各河川単位の維持管理・更新等に係るコスト

- ② 「浸水対策重点地域緊急事業」に位置付けられ実施する事業
- ③ 大規模地震により甚大な被害が発生することが想定される地域においてハード・ソフト対策を一体的に実施する河川堤防等の地震・津波対策
- ④ 特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」、水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「100mm/h安心プラン」に位置付けられ、下水道部局などと連携して実施する事業
- ⑤ 長寿命化計画に基づき、地方単独事業と連携して実施する「老朽化の進行等により機能が低下した河川管理施設（ダムを含む。）の更新・延命化に必要な措置」、「点検に基づく改善措置」及び「ダムの機能の回復又は向上（貯水池機能の保全を含む。）」
（注）「インフラ長寿命化基本計画」に定められた長寿命化計画（個別施設計画）の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていることを要件とする。
①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

⑥ 「ダム再生ビジョン」に基づき、既設ダムを有効活用しダム再生を推進するための計画の策定

※ なお②については上記事業のなかでも特に重点配分を行うこととする。

整備計画の目標例	(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標
・ 近年、床上浸水被害を受けた家屋の将来の浸水被害戸数の減少	・ 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率
・ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域における背後地の浸水面積の低減	・ H26年度 約55% → H32年度 約60% (県管理)
・ 家屋浸水リスクの解消	・ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率 (計画高までの整備と耐震化) 及び水門・樋門等の耐震化率
・ 津波 (高潮) による背後地の浸水面積の低減	・ H26年度 約37% → H32年度 約75% (河川堤防)
	・ H26年度 約32% → H32年度 約77% (水門・樋門等)
	・ 個別施設ごとの長寿命化計画 (個別施設計画) の策定率
	・ H26年度 約83% → H32年度 100% (河川) [地方公共団体]
	・ H26年度 約28% → H32年度 100% (ダム) [地方公共団体]
	・ 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練 (机上訓練、情報伝達訓練等) を実施した市区町村の割合
	・ H26年度 — → H32年度 100%

4 砂防事業 5 地すべり対策事業 6 急傾斜地崩壊対策事業

8 その他総合的な治水事業

防災・安全交付金における砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業およびその他総合的な治水事業においては、頻発する土砂災害から国民の命を守るため、事前防災・減災対策や砂防設備等の戦略的維持管理・更新をハード・ソフトの両面から強力に推進するとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 要配慮者利用施設のうちソフト対策の高度化に取り組んでいる施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策事業
- ② 重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策事業
- ③ 砂防設備等の長寿命化計画の策定、老朽化の状況等の緊急点検※を踏まえ、地方単独事業と連携した砂防設備等の緊急改築事業

※ 「砂防関係事業に係る施設の緊急点検の実施について」（平成25年2月26日付国水保第43号）

（注） 「インフラ長寿命化基本計画」に定められた長寿命化計画（個別施設計画）の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていることを要件とする。

①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

(参考：土砂災害防止法に基づく基礎調査のための優先配分枠制度)

- 土砂災害の危険性のある区域を住民に早急かつ明確に示すことで、警戒避難体制を整備し、被害を防止・軽減するため、防災・安全交付金に土砂災害防止法に基づく基礎調査のための優先配分枠制度が設けられている。

整備計画の目標例

- ・土砂災害から保全される要配慮者利用施設、防災拠点等の数の増加
- ・土砂災害から保全される人家戸数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率
H26年度 約37% → H32年度 約41%
- ・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
H26年度 約30% → H32年度 約100%（砂防）[地方公共団体]

7 下水道事業（14 都市水環境整備事業を含む）

社会資本整備総合交付金における下水道事業においては、持続可能な経済社会の実現に資するとの考えの下、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

- ① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業
- ② PPP／PFI、下水汚泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業

整備計画の目標例

- ・ 汚水処理人口普及率の向上
- ・ 下水汚泥エネルギー化率の向上

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 汚水処理人口普及率
H25年度 約89% → H32年度 約96%
- ・ 下水汚泥エネルギー化率
H25年度 約15% → H32年度 約30%

防災・安全交付金における下水道事業においては、国民の命と暮らしを守るインフラを再構築するとの考えの下、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
- ② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業
 - ・ 南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設（揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠）の地震対策
 - ・ 下水道総合地震対策事業（マンホールトイレ整備を含むものに限る）
 - ・ 下水道施設の耐水化・非常用電源確保（津波対策を含む）

整備計画の目標例

- ・ 下水道による都市浸水対策達成率の向上
- ・ 巨大地震時における主要な管渠の機能確保率の向上

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率及び下水道による都市浸水対策達成率（下水道による都市浸水対策達成率）
 - H26年度 約56% → H32年度 約62%
- ・ 災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率
 - （管渠）H26年度 約46% → H32年度 約60%
 - （下水処理場）H26年度 約32% → H32年度 約40%

9 海岸事業

防災・安全交付金における海岸事業においては、大規模地震・津波に対する事前防災・減災対策や海岸保全施設の戦略的維持管理・更新をハード・ソフトの両面から強力に推進するとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 南海トラフ地震、首都直下地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、背後地に重要交通網または人口が集中する地域において実施する海岸堤防等の地震・津波対策

整備計画の目標例

- ・ 南海トラフ地震又はその他の大規模地震が想定されている地域等における津波による背後地の浸水面積の低減
- ・ 南海トラフ地震又はその他の大規模地震が想定されている地域等における津波発生時に安全を確保できる水門・樋門等の現場操作員の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）及び水門・樋門等の耐震化等
H26年度 約39% → H32年度 約69%
- ・ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率
H26年度 約43% → H32年度 約82%

(注) 堤防、胸壁、護岸の耐震対策を行う事業については、耐震調査により耐震対策の必要性の有無が確認済であること、また、整備計画等に耐震調査結果や背後地の状況等を踏まえた事業の優先順位が記載されていることを要件とする。

(注) 数十年から百数十年に1回程度発生する津波（レベル1津波）高より低い堤防等を整備する事業については、避難対策や浸水を考慮したまちづくりに関して法定計画等に示されていることを要件とする（平成31年度中に、記載等を行うまたはその見込みを確認できればよいこととする）。

- ② 海岸保全施設の長寿命化計画の策定、背後地に重要交通網または人口が集中する地域における老朽化等により機能が確保されていない海岸堤防等の老朽化対策

(注) 長寿命化計画の策定は、東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村（政令市を除く）について対象とする。

(注) 「インフラ長寿命化基本計画」に定められた長寿命化計画（個別施設計画）の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていることを要件とする。

①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

整備計画の目標例

・背後地に重要交通網又は人口が集中する地域において、海岸保全施設の老朽化が著しく、浸水の恐れがある面積の低減

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
H26年度 約1% → H32年度 約100%

10 都市再生整備計画事業

社会資本整備総合交付金における都市再生整備計画事業においては、「コンパクトネットワーク」の推進、PPP/PFI等による民間投資の喚起・誘発、地域活性化の考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

① 立地適正化計画に適合する事業等国として特に推進すべき施策に関連する事業^{※1}

※1 都市再生整備計画事業のうち、立地適正化計画に適合する事業、都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合する事業、認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられた事業又は低炭素まちづくり計画に位置付けられた事業をいう。

② 一定のサービス水準を有する公共交通がカバーするエリア^{※2}において実施される交通結節点の改善促進などに資する事業^{※3}

※2 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内の区域をいう。

※3 交通結節点の改善、連立事業、新交通・LRT・BRTの導入、自転車・バスレーンの設置及びパークアンドライド機能の導入に関連する事業をいう

整備計画の目標例

公共交通の利便性の高いエリアの居住人口比率の増加・維持
居住誘導区域内に居住する人口比率の改善

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

立地適正化計画を作成する市町村数

H32年 150市町村

公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

(三大都市圏) H26年度 90.5% → H32年度 90.8%

(地方中枢都市圏) H26年度 78.7% → H32年度 81.7%

(地方都市圏) H26年度 38.6% → H32年度 41.6%

11 広域連携事業

社会資本整備総合交付金における広域連携事業においては、広域にわたる人の往来、物資の流通を通じて、地域の活性化を図るとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

- ① 広域的な地域の活性化に寄与し地域の個性及び特色の伸長を図り、全体として大きな効果が得られる以下の事業
 - ・ 広域的地域活性化法第2条第3項第1号の事業
 - ・ 広域的地域活性化法第2条第3項第2号の事業のうち、以下に掲げる事業
 - 民間事業者による拠点施設（広域的地域活性化法第2条第2項に規定する拠点施設をいう。以下同じ。）の整備（施設の新築、建替、改装若しくは大規模な改装又は大規模な設備投資をいう。）と連携して広域的な観光を促進する活動、国際的又は全国的な規模又は知名度を有する催しに係る活動
 - その他の広域からの来訪者を増加させる効果が高い活動を促進し、かつ、拠点施設の最も主要な幹線道路のポトルネックを解消する事業
 - 物流総合効率化法に基づく認定総合効率化計画と連携して拠点施設における広域的な経済活動を促進する事業

整備計画の目標例

拠点施設における当該一の都道府県外からの観光入込客数の増加
・ 民間投資を誘発する観点から、民間事業者等との連携を強化し、官民の関係者から成る協議会等を通じ、民間事業者等の利用者のニーズを把握しつつ、民間投資の具体的な内容に応じた優先度や時間軸の調整等を図るなど、利用効果の高い事業に重点的に取り組む

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

② 半島振興対策実施地域において、自立的発展・活性化等に向けた取組の推進に資する事業

整備計画の目標例

半島地域における観光入込客数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・離島・半島・豪雪地域等の条件不利地域における地域特性に即した自律的発展・活性化等に向け、計画期間にかかわらず、今後とも効果的な取組を弛まらず着実に進めていく

12 都市公園・緑地等事業

社会資本整備総合交付金における都市公園・緑地等事業においては、豊かで利便性の高い地域社会の実現や民間投資の誘発を図るといった考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

① 国家的関連事業※の開催に向けた都市公園の整備等に関する事業

※ 国家的関連事業とは、国際的なイベントで国として開催することを決定したもの（オリンピック、国際博覧会、ワールドカップサッカー等）、及び国として定期的な開催することを決定しているイベント（国民体育大会、全国都市緑化フェア等）の会場となる都市公園等、我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づき景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等の整備をいう。

② P F I 事業による都市公園の整備等に関する事業

③ 地域の子育て支援等に対応した都市公園ストックの再編に関する事業

整備計画の目標例

公園利用者数の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるK P I ・指標

都市域における水と緑の公的空間確保量

H24年度 12.8㎡/人 → H32年度 14.1㎡/人

④ 地域の貴重な資源である歴史文化や自然環境を未来に亘り保全、活用していくために実施する緑地の保全等に関する事業

整備計画の目標例

歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区で買入れが必要

な面積のうち、買入れを行った面積の割合の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるK P I ・指標

都市域における水と緑の公的空間確保量

H24年度 12.8㎡/人 → H32年度 14.1㎡/人

防災・安全交付金における都市公園・緑地等事業においては、大規模地震・津波や風水害等に対する事前防災・減災対策やインフラ長寿命化計画を踏まえた老朽化対策の推進を図るという考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

(注) 大規模盛土造成地が存在する市区町村において行われる事業については、当該市区町村内の大規模盛土造成地について造成された年代を特定するための調査が実施された場合に限る。ただし、平成32年度まではこの限りではない。

【防災・安全交付金】

① 地域防災計画等に位置付けられた都市公園（広域的な防災拠点又は避難地に限る。）の整備

整備計画の目標例

広域避難地となる防災公園の整備により、災害時に避難可能

となる人数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保され

た大都市の割合

H24年度 約76% → H32年度 約89%

② 公園施設の長寿命化計画の策定並びに長寿命化計画に基づく都市公園の再整備※及び公園施設の更新のうち、以下に掲げる公園施設に係るもの

- ・ 健全度調査により健全度Dに判定された公園施設
- ・ 耐用年数の9割を超過した公園施設

※既に供用されている都市公園にある複数の公園施設（遊具等）を、施設の老朽化や利用者ニーズの変化等を踏まえ、再度、面的に整備するものをいう。

(注) 「インフラ長寿命化基本計画」に定められた長寿命化計画（個別施設計画）の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていることを要件とする。

①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

整備計画の目標例

公園施設長寿命化計画に基づき改築・更新した公園施設（遊具等）の割合の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率（公園）
H26年度 77% → H32年度 100% [地方公共団体]

13 市街地整備事業

社会資本整備総合交付金における市街地整備事業においては、「コンパクトネットワーク」の推進、民間投資の喚起・誘発など、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

(都市再生区画整理事業・市街地再開発事業等・都市再生総合整備事業)

- ① 立地適正化計画を作成、又は確実に作成が見込まれる地域において実施され、かつ立地適正化計画に適合する事業

(都市再生区画整理事業・都市再生総合整備事業)

- ② 一定のサービス水準を有する公共交通がカバーするエリア^{※1}において実施される交通結節点の改善促進など^{※2}に資する事業、及び大街区化など^{※3}により民間投資の誘導に資する事業、並びに地域公共交通網形成計画に資する公共交通の利便性強化^{※2}に関する事業

(市街地再開発事業等)

- ③ 一定のサービス水準を有する公共交通がカバーするエリア^{※1}において実施され、かつ建築工事に着工している等^{※4}、事業効果が早期に期待できる事業

上記②及び③における注釈については以下のとおり。

- ※1 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内の区域をいう。

- ※ 2 交通結節点の改善、連立事業、新交通・LRT・BRTの導入、自転車・バスレーンの設置及びパークアンドライド機能の導入に関連する事業をいう。
- ※ 3 大街区化、建築物整備との一体的施行、立体換地手法の活用、公有財産の有効活用による土地区画整理事業をいう。
- ※ 4 当該年度に建築工事に着工することが確実に見込まれること。

整備計画の目標例		(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標	
公共交通の利便性の高いエリアの居住人口比率の 増加・維持	立地適正化計画を作成する市町村数 H32年 150市町村	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (三大都市圏 : H26年度 90.5% → H32年度 90.8%) (地方中枢都市圏 : H26年度 78.7% → H32年度 81.7%) (地方都市圏 : H26年度 38.6% → H32年度 41.6%)	
居住誘導区域内における人口比率の改善			

(都市・地域交通戦略推進事業)

- ④ 立地適正化計画を作成、又は確実に作成が見込まれる地域において実施され、かつ同計画に位置付けられた公共交通ネットワークの再構築を行う路面電車に係る事業
- ⑤ 複数事業者による複数の鉄道路線(軌道を含む)が乗り入れられる拠点駅における交通結節点整備に係る事業

整備計画の目標例		(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標	
公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合の 増加・維持	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (三大都市圏 : H26年度 90.5% → H32年度 90.8%) (地方中枢都市圏 : H26年度 78.7% → H32年度 81.7%) (地方都市圏 : H26年度 38.6% → H32年度 41.6%)		

防災・安全交付金における市街地整備事業においては、大規模地震等に備えた市街地の防災性向上の考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

(注) 大規模盛土造成地が存在する市区町村において行われる事業については、当該市区町村内の大規模盛土造成地について造成された年代を特定するための調査が実施された場合に限る。ただし、平成32年度まではこの限りではない。

**【防災・安全交付金】
(都市防災推進事業)**

① 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震に備えた密集市街地の改善整備や津波からの避難のための施設(南海トラフ地震対策特別措置法による緊急事業計画、津波防災地域づくりに関する法律による推進計画及び都市再生特別措置法による都市再生安全確保計画)に基づく避難施設及び避難経路)の整備

② 地域防災計画で避難所となる小学校等の周辺※において実施される市街地の防災性・安全性の向上に資する事業

※ 地域防災計画で避難所として指定されている小学校等から概ね1kmの範囲内の区域をいう。

整備計画の目標例

地震時等に著しく危険な密集市街地である○○地区における
 不燃領域率を○%に向上させる
 津波避難タワー等整備により、津波から逃げられない人数を
 ゼロにする
 ○○小学校の周辺における(公園施設の老朽化対策又は通学
 路の安全対策による)子どもの事故件数の減少

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積
 H26年度 4,547ha → H32年度 おおむね解消
 安全で確実な避難の確保 避難路、避難用通路の整備
 (南海トラフ地震防災対策推進基本計画)

③ 大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップの作成など宅地の耐震化の向上に資する事業

整備計画の目標例	(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標
大規模盛土造成地マップ等を公表した市町村数の増加	大規模盛土造成地マップ公表率
	H26年度 13.7% → H32年度 約70%
	居住している地域に関する大規模盛土造成地の情報を確認できる人口
	H26年度 36百万人 → H32年度 90百万人

(都市再生区画整理事業)

④ 地震時等に著しく危険な密集市街地等^{※1}において実施され、かつ老朽化建築物の多い地域等^{※2}の改善促進に資する事業

(市街地再開発事業等)

⑤ 地震時等に著しく危険な密集市街地等^{※1}において実施され、かつ建築工事に着工している等^{※3}、事業効果の発現が早期に期待される事業

上記④及び⑤における注釈については以下のとおり。

※1 住生活基本計画（全国計画）に定められる「地震時等に著しく危険な密集市街地」のほか、以下に掲げるものをいう。

- ・ 密集法第3条の規定に基づき定め又は定める予定である防災再開発促進地区
- ・ 地域防災計画に位置づけられた地区であって、

- ①三大都市圏の既成市街地等
 - ②政令指定都市、県庁所在地
 - ③地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、地震予知連の指定地域
- ※2 老朽住宅棟数密度及び建築物棟数密度が高い地区をいう。
- ※3 当該年度に建築工事に着手することが確実と見込まれること。

整備計画の目標例

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

地震時等において危険な密集市街地等の改善面積の増加

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

H26年度 4,547ha → H32年度 おおむね解消

14 都市水環境整備事業（統合河川環境整備事業等）

社会資本整備総合交付金における統合河川環境整備事業及び総合流域防災事業のうち、統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業においては、地域活性化を推進するとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

- ① 多様な主体と連携し、観光地の魅力向上や地域の賑わい創出に資する水辺整備事業及び水環境改善事業
- ② 多様な主体と連携し、流域における生態系ネットワークの形成に取り組んでいる自然再生事業

整備計画の目標例

- ・ 水辺への観光客数の増加
- ・ 民間事業者による河川敷占用数の増加
- ・ 水質の改善効果（BOD・COD等）
- ・ 再生した湿地の面積

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合
H26年度 約25% → H32年度 約50%
- ・ 広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置及び方針・目標の決定
H26年度 38% → H32年度 100%

15 地域住宅計画に基づく事業

社会資本整備総合交付金においては、地域の実情に応じ、適切な質の住宅の供給に資する事業に特化する考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

- ① 原則として100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地に、住宅の整備に合わせて、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等の福祉施設が併設されるもの

整備計画の目標例

住生活の安心を支えるサービスと連携した住宅セーフティネットの確保（高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合の向上）

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合
H25年度 19% → H32年度 25%

- ② PPP／PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業

防災・安全交付金においては、地域の生活空間の安全確保に資する事業に特化する考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 公営住宅及び改良住宅の耐震改修（耐震診断を含む）事業
- ② 耐震性のない公営住宅及び改良住宅の建替事業

（注）上記①及び②のうち、以下を満たすものとする。

「インフラ長寿命化基本計画」に定められた個別施設計画の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていること。
①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の形態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

整備計画の目標例

公営住宅及び改良住宅の耐震化の推進（公営住宅の耐震化率、改良住宅の耐震化率の増加）

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

住宅・建築物の耐震化率

（住宅）H25年約82% → H32年 95%

（多数の者が利用する建築物）H25年 約85% → H32年 95%

16 住環境整備事業

社会資本整備総合交付金においては、民間投資の喚起による地域活性化等を図るという考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

- ① 立地適正化計画を作成、又は確実に作成が見込まれる地域において実施され、かつ立地適正化計画に適合する事業

整備計画の目標例

居住誘導区域内に居住する人口比率の改善（居住誘導区域内
に居住する人口比率の増加）
H32年 150市町村

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ② 一定のサービス水準を有する公共交通がカバーするエリアにおいて実施され、かつ建築工事に着工している等、事業効果の発現が早期に期待できる事業

整備計画の目標例

公共交通の利便性の高いエリアの居住人口の増加・維持（公
公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
加）
（三大都市圏） H26年 90.5% → H32年 90.8%
（地方中枢都市圏） H26年 78.7% → H32年 81.7%
（地方都市圏） H26年 38.6% → H32年 41.6%

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

防災・安全交付金においては、地域の生活空間の安全確保に資する事業に特化する考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

① 改正耐震改修促進法において耐震診断が義務付けられた住宅・建築物・ブロック塀等の耐震診断・耐震改修等を実施する事業

整備計画の目標例

改正耐震改修促進法において耐震診断が義務付けられた住宅・建築物の耐震化（多数利用大規模建築物等の耐震化率、避難路沿道建築物等の耐震化率の増加）

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

住宅・建築物の耐震化率
（住宅）H25年 約82% → H32年 95%
（多数の者が利用する建築物） H25年 約85% → H32年 95%

② 地震時等に著しく危険な密集市街地における防災性の向上に資する事業

整備計画の目標例

地震時等に著しく危険な密集市街地の解消（地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積の増加）

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積
H26年度 4,547ha → H32年度 おおむね解消

配分に当たったの事業横断的な配慮事項

- ストック効果の最大化を図る観点から、
 - ・ 事業完了が目前で、あとわずかな投資で大きな経済効果が発揮される事業
 - ・ 民間投資計画と連動して大きな経済効果が発揮される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- PPP／PFIの活用による民間投資の誘発を促進する事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- 国土強靱化等の取組により国民の安全・安心の確保を推進する観点から、
 - ・ 頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する総合的な防災・減災対策
 - ・ インフラ寿命化計画を踏まえた総合的な老朽化対策等を緊急に進める横串・大括り化した総合的な整備計画である場合には、防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- 国土強靱化地域計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には防災・安全交付金の配分、定住自立圏共生ビジョン、連携中枢都市圏ビジョン又は流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。